

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長崎県北松浦郡小値賀町

2 構造改革特別区域の名称

小中高一貫教育特区

3 構造改革特別区域の範囲

長崎県北松浦郡小値賀町の全域

4 構造改革特別区域の特性

国際化、情報化等社会の変化がめまぐるしい現代社会において、価値観は多様化し、従来の学校教育にもその影響は及んでいる。少年犯罪や学力問題等子どもをめぐる諸問題は後を絶たない。また、少子化、地方都市の過疎化等直接に学校教育の存続に関わる重要な問題も各地域で見られ、大きな課題となっている。

本地区は、長崎県の北部に位置し、小値賀本島を中心としてその周囲に点在する大小17の島から成る離島地区である。五島列島の北側にあつて北は宇久島に、南は中通島に相對し、東は海を隔てて九州陸に、西は遠く東シナ海に臨んでいる。緩やかな海岸線に囲まれ、前方港と小値賀港の良港に恵まれ、主産業は漁業・畜産業・農業で、特産物のブランド化等積極的に工夫しながら産業振興に取り組んでいる。しかしながら、人口の流出や高齢化、後継者となる若者の減少等今後、深刻な課題を抱えている。

町民は人情味豊かで優しく、親切で学校に対しても協力的で前向きに活動をしてくれる。また、スポーツを愛好し学校施設は交流の場として活用されている。保護者も学校教育に協力的で諸行事への参加も多い。PTA活動にも意欲的で協議の場では建設的意見が多く出される。

小値賀町には、小値賀小学校、小値賀小学校大島分校（以下「同大島分校」という。）斑小学校、小値賀中学校、北松西高等学校があり、中学校卒業後はほとんどの生徒が北松西高等学校に進学し、高校卒業までを島内で生活する。児童・生徒は素直で純朴であり、礼儀正しく物事に一生懸命取り組む。特に委員会活動、生徒会活動は活発ですばらしい成果を収めてきた。

本地区では、平成9・10年度に長崎県が立ち上げた島の活性化対策「『島』振興若者定着事業」の一貫として連携型中高一貫教育の研究が開始された。さらに平成11・12年度には文部省からの指定を受けて、2カ年間にわたって小値賀中学校と北松西高等学校による「連携型中高一貫教育」の研究・実践を行ってきた。平成13年度からは文部科学省指定により「連携型中高一貫教育実践研究校」の委嘱を受け本格実施してきた。中高一貫教育の研究においては、目標を『生徒自身が自らの資質と能力を再発見し、広い視野から社会への貢献と生きがいを見いだす教育 生徒が自分を生かす道（キャリアプラン）を自分で組み立てる教育』を目標に、教科指導・生徒指導・進路指導・行事指導の4分野の目標を設定し、さらに中高生の発達段階を念頭に中学校の目標・高等学校の目標を設定した。

具体的には、各教科部会で自主的に研究授業を実施し、積極的な授業研究を行った。中学3

年生では、スムーズな高校への移行を目指して3学期に中高の教員による習熟度別、少人数指導も実施した。中学校での基礎のもとに、高校での一人ひとりの進路に応じた細かな指導が高校卒業後の進路に良い結果として表れ、県教育委員会からも高い評価を受けてきた。また、海浜清掃や英語暗唱会、体育大会等の合同行事も、強い中高職員の協力体制のもとで開催され、今や地域からも親しまれる行事となっている。その取組の主なものを以下にあげる。

中高の相互乗り入れ授業(英語・数学・理科・家庭・美術・保健体育)

中高教科部会による研究授業やT T (チーム・ティーチング) 授業の実践

中高合同行事(始業式・終業式・海浜清掃・英語暗唱会・体育大会)

部活動における合同練習、試合や発表会(バレーボール部・吹奏楽部・陸上部)

地域での体験学習(海の生き物観察会)

各分掌部会による研究

アンケートによる実態把握と研究

全国的な行政改革・自治体再編成が進む中で、教育を取り巻く情勢も新たな改革を迫られている。このような現況の中、郷土「小値賀」の特性を生かした中高一貫教育研究のもとに、ふるさとを愛し心豊かな「小値賀っ子」を育てる教育を連綿として実践し成果を上げてきた。この成果は、小中高一貫教育実践の大きな足がかりとなるものであり、自信につながる実践となっている。

「小値賀地区小中高一貫教育」については、平成17年3月に長崎県教育委員会からの指定を受けて研究がスタートした。「特区申請」により認定された場合は、平成19年度から試行、平成20年度から本格実施の予定である。平成17年度は、基本となる研究体制を敷き、各教科・領域での小中高の情報交換を中心に交流を深め、研究内容や指導計画等の整備を行った。その間にも、これまでなかった小中の乗り入れ授業やT T 授業、職員研修等盛んに行われるようになった。また、年度末には小値賀地区における小中高一貫教育の基本となる骨子を確認すべく教職員・保護者・地域を対象にした報告会も実施した。さらに、平成18年度には小中高合同の行事計画や平成19年度試行に向けての教育課程の具体的な編成等より深い研究を進めているところである。

なお、本地区の小中高一貫教育は、教育課程編成上の特長として、小学校から高等学校までの12年間を、児童・生徒の実態や発達段階の視点等から、4年・3年・5年のまとめりとして捉え、柔軟な教育課程の編成を行うこととした。小学校に一部教科担任制を導入し、より専門的で分かりやすい授業を実施し、小学6年生と中学1年生の合同による選択教科の新設や全学年一斉での「帯タイム」により基礎・基本の確実な定着を図る。また、12年間全体を見通して郷土学習から国際化、情報化に対応し主体的に生きるスキルとしての技能を習得させる「遣未来使学」、さらに内面に根ざし道徳教育を主軸とした人間としてのあり方、社会人としての生き方を追求する、生き方教育としての「グローアップ科」を新たに設けることとしている。

5 構造改革特別区域計画の意義

少子化・過疎化が進む離島地区にあっては、年々児童・生徒数が減少しそれとともに教員数も少なくなって、学校教育そのものの存続が危ぶまれる状況にあり、小値賀地区も例外ではない。島内で高校まで子どもを育てることは、多くの保護者の願いであり、島の活性化を望む島民の切実な願いでもある。島内のすべての小学校・中学校・高等学校が連携して12年間をおとした教育課程の中で児童・生徒を育てることは、郷土を愛する有能な人材の育成につながり、保護者・地域からの大きな期待に添う有意義な教育実践であると考えます。

そこで小値賀地区では、新しい発想・視点から小学校からスムーズに中学校・高等学校生活になじめる学校をめざし、12年間を見通した連続性・継続性のある教育活動の中で、確かな学力を身に付けるとともに、郷土に根ざし一人ひとりの個性や能力を伸ばしていく小中高一貫教育を導入することにした。

12年間の教育課程を編成するにあたり、子どもの実態や身体面・思考面の発達の視点、そして教育心理学や脳科学の成果等も参考に検討した結果、小学校・中学校・高等学校の垣根を越えて、12年間の教育課程に一貫性を持たせながら前期(小1~小4)・中期(小5~中1)・後期(中2~高3)までの大きく3つのまとまりで編成することとした。

小学校から中学校、中学校から高等学校に進学する段階での子どもたちの現状をみると、学校における生活上のきまりや学習内容、指導方法等に大きな違いがあり、いわゆる「中1ギャップ」「高1ギャップ」等不安や戸惑いを感じる子どももいる。また、小学校で認められた個性や能力、興味・関心を上級学校に上がるにつれて継続して伸ばしにくい等の課題があることも指摘されている。

そこで、次の点を目指して小中高一貫教育を実施していきたいと考える。

小学校、中学校、高等学校という校種の違いから生ずる子どもたちの心理的負担を軽減し、ゆとりのある安定した生活を送ることができる学校

12年間を見通して、子どもの多様な資質や能力を伸ばす系統的・継続的な学習環境や心の教育、生活指導と関連づけた生き方指導を展開することができる学校

異年齢集団による活動や社会とかかわる活動をとおして、豊かな社会性や人間性を育てる学校

これまで本地区は、小中高一貫教育を中心に教育改革を進め特色ある学校づくりを展開してきたが、小中高一貫教育は、現在の小学校・中学校・高等学校が抱える課題、またへき地が当面している深刻な問題に少しでも応えていくために、従前の学校教育の在り方から脱却し、一人ひとりの個性や能力を伸ばす柔軟な教育を多様に展開していこうとするものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

過疎化・少子化が進み年々学校規模が縮小する島の学校において、子どもたちが保護者のもとから安心して教育を受けられ、しかも一人ひとりが将来に対して抱く夢の実現がかなえられる教育環境に努める。

小中高一貫教育特区として小値賀地区が目指すのは、長崎県教育委員会からの指定を受けて、地理的な特色として離島地区の多い本県の教育をいかに維持し高めていくかという大きな課題

の解決法としてこれからの新しい教育のあり方に先鞭をつける教育開発である。少子化・過疎化により、県内の離島地区の学校は将来の学科再編または統廃合への不安を感じている。また、幼稚園・保育所の園児等および小学校の児童をもつ保護者の一部が、わが子が幼いうちに一家で郷土を離れたり、中学校卒業時点で親元を離れて進学、就職したりしていかなければならないことを懸念している現状が見られる。その結果、離島地区の子ども、保護者は心理的、経済的に大きな負担を強いられている。本地区においても、そのような現状は年々深刻になってきており離島の教育の将来が案じられている。

このような本地区の実態を踏まえ、一人ひとりの児童・生徒が親元で安心して教育を受け、しかもしっかりとした学力のもとに豊かに自分の将来を思い描きながら邁進して進路実現できるような島の教育を開発していくことが期待されている。そのためただ単に小・中・高をつなげて12年間にまとめるのではなく、施設・教員配置に工夫を加え、より効果的で有効な教育課程の研究開発、準備を進めている。上記に掲げた目標の具体的実践目標として、次の5点を掲げ、その実現のための方策を予定している。

研究組織体制の確立

- ・小中高教員の情報交換、各分野の研究推進のための組織的研究体制づくり
多様な進路実現を図る。
- ・12年間をとおした系統的な進路指導
- ・体験活動による職業意識の醸成
進路実現につながる学力の定着
- ・徹底した基礎・基本の定着と発展学習の工夫
- ・コミュニケーション能力の育成
- ・国際社会に対応できる能力の育成
健全な心身の成長促進
- ・12年間の流れの中での体力増進・健康教育の実践
- ・異年齢集団の中で互いに切磋琢磨し高め合う環境の整備
- ・異年齢集団の中で互いに慈しみ、尊敬し合う心の教育
- ・家庭・地域との関わりの中で自己の役割の自覚や社会規範意識を培う。
郷土への誇りと愛着心の育成
- ・郷土の歴史・文化・自然等について学ぶ郷土学習

なお、以上5点の実現のため次の3点を導入する。

小学6年生より国語・算数の選択教科を導入する。

現行の生活科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間を再編成して「グローアップ科」を新設する。

現行の生活科、特別活動、総合的な学習の時間を再編成して「遣未来使学」を新設する。

すでに平成17年度から教科・領域をふくめた19の小中高地区推進部会を中心にそれぞれの分野で連携を深めており、交流授業や研究授業を行っている。また、教員の交流によって個に応じた指導が日常的に行われており効果を上げている。また、高校教員による中学3年生の授業等高校進学後の学習にスムーズにつながるように工夫している。このような研究を生かし、

平成20年度までに、選択教科における特例を活用して、小中での基礎・基本をしっかりと身につけさせることで中・高での学力向上の基盤としさらに一人ひとりの進路実現につながるように工夫を加えていく。また、体験的活動や行事に小中高が連携して実践することにより、生徒の達成感、充実感を強めるとともに、地域住民の期待に応える小中高一貫教育を実現する。

さらに、学力向上だけでなく、児童・生徒、保護者、地域の実態からその特長を伸ばし生かしながら、豊かな人間性と実践力を兼ね備えた国際社会で活躍できる人材育成を図る。そのために、地域とのつながりを大切に、特例を活用して12年間をとおしたスキル学習、生き方教育を実践する予定である。

このように小・中・高校が6・3・3で別々に少人数であった状況から、12年間の教育課程に一貫性を持たせながら前期(小1～小4)・中期(小5～中1)・後期(中2～高3)までの大きく3つのまとまりで編成する中で、より効果的な教育を可能にしていく。

この中では、これまでの小中連携、中高連携の実践から得られた成果を反映させる等、教育課程についての改善、工夫を絶えず行っていかなければならない。

このように、小中高一貫教育特区として、本地区は、現在の施設を活用し新たに校舎を新設して効果的な教育環境を作り出すとともに、限られた教員を有機的に活用しながら12年間の系統的な教育課程をもとにし、児童・生徒、保護者、地域住民の多様なニーズに応えうるような特色ある教育活動を展開する。

このことをとおし離島地区の学校全体を質的に向上させ、現在の学校教育が抱える諸課題を克服し公立小・中学校・高等学校の信頼を高めるとともに、本地区が教育目標として掲げている「確かな学力と豊かな情操を育てる学校教育の推進」「生涯をとおして互いに学び合う社会教育の推進」「青少年の健全育成と地域ぐるみの環境浄化」を目指すものである。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

小学校や中学校、高等学校が現在抱えている課題の克服を目指して島内に小中高一貫教育を導入することにより、高等学校卒業まで島の中で安心して学習でき、保護者や児童・生徒の多様なニーズに応えることとなる。

構造改革特別区域計画の実施によってよりきめ細かな指導を行い、確かな学力を身に付けるとともに、一人ひとりの個性や能力を伸ばしていくための質的改善を目指すことで、学校教育上の課題である学力の定着、学力向上や、不登校の児童・生徒の減少につながることを期待される。現在、不登校生徒は少数ではあるが、島内に適応指導教室等もないため学力の定着は困難な状態にある。小中高校生が共に学び、生徒指導上の問題も起こりにくく不登校生徒が適応しやすい教育環境を作り出す。

さらに確かな学力を身につけさせることで、生徒一人ひとりの進路希望に応じた進路実現が期待できる。本地区の平成17年度高校卒業生は、42名という少数にもかかわらず国立大学5名、公立大学3名、国立看護学校1名の合格者を出し県内でも屈指の実績を上げている。これは、これまでの中高一貫教育の成果であり、今後平成20年度から小中高一貫教育を導入した場合、従来以上に個々に応じたきめ細かな指導が実現しさらに大きな成果が期待される。

また小中高一貫教育の導入により島内の公立高校に親元から通学できるということは各家庭にとって心理的、経済的負担の大きな軽減となり大きな社会的効果を及ぼすものとする。もとより現金収入が少なく収入の不安定な漁業、農業を主産業とする本地区においては、小中高

一貫教育の実施は島民にとって重要な関心事であり、その切実な願いに応える教育実践となる。

さらに、「遣未来使学」「グローアップ科」という地域に根ざした新設教科によって郷土学習、人間教育、生き方教育を実践することで郷土への愛着を深め、郷土の発展に主体的に取り組もうとする夢を持った人材を育成し島の活性化に寄与することができる。

さらに、小学校低学年からの英語活動の導入、情報教育の実施により国際化、情報化の進む現代社会に十分対応できる国際感覚豊かな有能な人材を輩出できる。これらの実践は、地域・島民の学校に対する意識改革をもたらし、「島の宝」として子どもたちを地域全体で育てていこうとする地域の教育力の向上につながるものである。

このように、本地区が企図する12年間一貫した教育課程のみならず、学校運営や施設面など全ての面について教育課程に対応し一貫した学校の実現を目指すことは、今後の離島地区の公立小・中学校・高等学校の新しいあり方として、他に与える影響は多大なものがある。

8 特定事業の名称

802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業 その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 長崎県教育委員会による小中高一貫教育研究指定

小値賀地区の小値賀小学校・同大島分校、斑小学校、小値賀中学校、北松西高等学校の4校について長崎県教育委員会より平成17年度から平成19年度の3カ年間にわたり「小中高一貫教育」について研究指定を受け、研究を進めている。

なお、小中高の交流授業や合同行事等については平成17年度から一部実践している。

(2) 内部評価及び保護者や学校評議員等による外部評価の実施

小値賀地区の全教職員、保護者等に対する「小中高一貫教育に関するアンケート調査」は、「小中高一貫教育」施行前から定期的に実施し、その効果を検討し改善を図る。また、「学校評議員」「地区民生委員」「文教委員」等に対してもそれぞれの会議や学校訪問の際に小中高一貫教育についての感想や意見を求める。

1 特定事業の名称

802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

長崎県北松浦郡小値賀町立小値賀小学校、同大島分校、斑小学校、小値賀中学校

斑小学校は平成19年4月1日小値賀小学校に統合予定

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成19年4月1日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

長崎県北松浦郡小値賀町

(2) 事業が行われる区域

長崎県北松浦郡小値賀町の全域

(3) 事業の実施期間

平成19年4月1日から下記5(2)の教育課程によらない部分が教育課程の基準内になるように学習指導要領が改定されるまでとする。

(4) 事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

小中高一貫教育として、4年・3年・5年のまとまりに配慮した12年間一貫の教育課程を編成する。

小学5、6年生に一部教科担任制を導入する。

小学6年生に「選択教科」(選択国語・選択算数)を新設し、中学1年生と合同で授業を行う。

現行の生活科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間を再編成して、「グローアップ科」「遣未来使学」を新設する。

現在の北松西高等学校の施設を活用し、さらに敷地内に校舎を一棟新築して、連携しやすい環境作りを行って一貫した教育を行う。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 取組の期間等

認定日以降、平成19年4月から新しい教育課程のうち可能な分野で「試行」を行う。

さらに、平成19年度中に事業全体についても見直しをして、平成20年度から本格実施する。その後も3～5年をめどに検証を行う。

(2) 教育課程の基準によらない部分

現行の学習指導要領にはなく、新たに加える部分

小学6年生の「選択教科」(選択国語・選択算数)

小学1年生～中学3年生の「グローアップ科」

小学1年生 ～ 中学3年生の「遣未来使学」

現行の学習指導要領の内容を「新しい教科」に統合・再編成する部分

小学1年生 ～ 小学2年生の「生活科」

(グローアップ科または遣未来使学のなかで現行の学習指導要領の内容・全時間実施)

小学1年生 ～ 中学3年生の「道徳」

(グローアップ科のなかで現行の学習指導要領の内容・全時間実施)

小学1年生 ～ 中学3年生の「特別活動」

(グローアップ科または遣未来使学のなかで現行の学習指導要領の内容・全時間実施)

小学3年生 ～ 中学3年生の「総合的な学習の時間」

(グローアップ科または遣未来使学のなかで現行の学習指導要領の内容・全時間実施)

(3) 計画初年度の教育課程の内容等

「選択教科」(選択国語・選択算数)(小6)について

基礎学力を定着させ、発展的学力を高めるために、小学6年生に「選択教科」(選択国語・選択算数)を新設し、中学1年生と合同で確実な力を身につけさせる。

本地区の小中学生は、授業態度は真面目で学ぼうとする意欲を持っているが、各校で授業研究や少人数授業、TT授業等指導の工夫や家庭学習調査等の取組をしているにもかかわらず、現状として学力の学年差、個人差が大きい。このような児童・生徒の実態を踏まえ、本地区では平成16年12月に小・中・高をとおした小値賀町学力向上委員会を立ち上げ、さらに実態を把握するとともに町民便りをとおして保護者、地域住民へも意識向上を図ってきた。特に家庭学習の定着については学校のみならず学力向上委員会の取組の成果が徐々に表れ、児童・生徒・家庭それぞれに意識の向上が見られるようになってきている。

しかしながら、特に基礎・基本の定着はまだ不十分で、基礎学力調査においては結果として成果が出ていないのが現状である。そこで児童・生徒一人ひとりの力に応じてきめ細かに指導し、特に小学校の学習内容、中学校の初めの段階での基礎・基本を確実に定着させることによって学力向上を図るため、小学6年生に「選択教科」(選択国語・選択算数)を新設し、中学1年生と合同で実施することとした。

(指導内容)

目 標

小学校から中学校へのつなぎの段階で、選択教科の中で異学年の生徒を小集団に分け習熟度別学習を行い、個に応じたよりきめ細かな指導により基礎基本を確実に身につけさせ次学年へのスムーズな移行を目指す。

具体的な実践

〔 編成方法 〕

- ・前期・後期に分けて2教科選択させる。
- ・各科を補充・基礎の2コースの習熟度別指導を行う。
 - 補充コース...前学年の復習を中心に学習する。
 - 基礎コース...現学年の基礎基本の内容を中心に学習する。
- ・教員数は1教科に2名(小と中から)

〔 方法 〕

個々の生徒について必修教科の中で十分に学力が定着していない部分を明らかにし、時には前の学年の内容にフィードバックしながら、一人ひとりの能力に合わせてしっかりと基礎基本を身につけさせる。

- ・時間数の確保～週1時間(45分)程度の純増の形をとる。
- ・開設教科～国語・数学(算数)
- ・取り扱い～中学1年生は既存の選択教科、小学6年生は新設の選択教科として取り扱う。
- ・学 年 ～小学6年生と中学1年生の合同教科
- ・年間30単位時間(45分授業)実施する。
- ・前期・後期に分けて、各教科各コース15時間の指導計画を作成し、個々に応じた学習内容で指導を進める。
- ・評価は適切な観点を設定しABC評価で担当者が話し合って評価する。
- ・同じ教室内で1教科2コースが学習し、担当の2名の教員は時には2コースを行き来しながら個別に指導を行う。

〔 留意事項 〕

あくまで生徒による選択制だが、学習支援の必要な生徒については、補充コースを選択させるよう促す。

各教科各コースで15時間の指導計画を立て計画的に指導を行う。個別の支援カード等各教科に合ったものを工夫して個に応じた指導を行う。

「グローアップ科」(小1～高3)について

本地区の小中高校生は、美しい自然と豊かな人情味あふれる風土に育ち、愛情豊かな家庭と温かい地域の中で見守られながら日々の生活を送っている。本地区の児童・生徒の純朴で素直な心や思いやりの心は、この風土によって育まれたものであり、これらは小中高一貫教育で伸ばし育てていくべき「小値賀っ子」の大きな特色であると考えられる。

また、保護者は、地域活動やPTA活動にも協力的・積極的で自分の子どもだけでなく他の子どもにも目を向け、町民も「子どもは郷土の宝」という温かい視点で、地域全体が小値賀の子どもは小値賀で育てる土壌がある。この保護者・地域の特色を学校教育と深く関連させることで、人とのかかわりの中から生き方を学ぶという教育効果はより大きくなると考える。

このような児童・生徒、保護者・地域の特色を踏まえ、12年間の小中高一貫教育において、多様な教育活動・学習形態の中で、人間としての内面に根ざした教育、人とのかかわりの中で社会性を培う教育を計画的・系統的に行い、「人間としての生き方」「社会人としての生き方」について学ばせたい。そこで、小値賀地区小中高一貫教育の特色ある教育実践の大きな柱としてグローアップ科を位置づけ、新設する。

(指導内容)

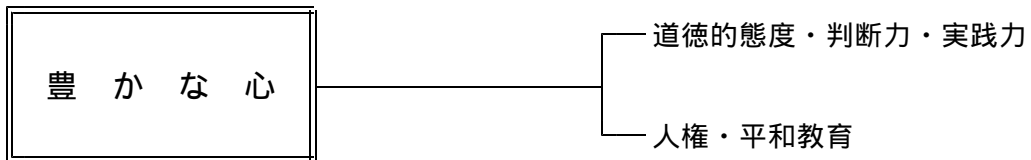
目 標

基本的な生活習慣の上に豊かな人間性を育成し、充実した生活の中から積極的に自分自身を育て将来を創造する力を養う。人間としての生き方を追求し、社会人としての生き方を模索する中でよりよく生きようとする態度と実践力を養い、夢の実現に向けて意欲的に取り組む「小値賀っ子」を育成する。

具体的な実践

[方 法]

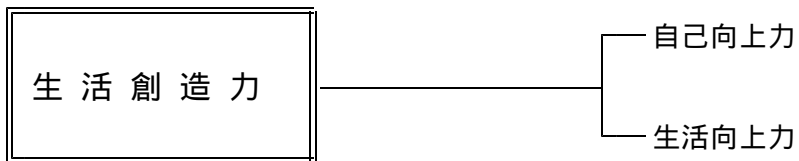
- ・実施学年 小1～高3の全学年
- ・全職員で行う。
- ・生活科(小学1・2年)、道徳(小中学校)、特別活動(小中学校)、総合的な学習の時間を取り込む。



- ・小中学校の道徳教育指導項目に沿って系統的に取り扱い、体験学習も取り入れる。



- ・地域の教育力を活用し道徳の授業や体験活動を行うことで郷土を引き継ぎ将来の地域を担う後継者としての意識・活動力を養う。
- ・親子の温かいつながりの中をとおして心豊かな児童・生徒の育成を図る。
- ・異学年合同で実施できるものは、目標を明確にしなが工夫して行う。



- ・前期・中期・後期の生徒の発達段階に即して基本的な生活習慣・学習習慣の定着を中心に、学校・家庭・社会生活の基礎を築く。
- ・将来を見つめ主体的に自己実現に取り組もうとする意欲と実践力を培う。

[評価]

- ・文章表現による評価を行う

「遣未来使学」(小1～高3)について

グローバル科と同じく、小値賀地区の児童・生徒、保護者、地域の特色を生かし、さらに島外、社会、世界へ向けて飛び立てる実践的技能・技術をもった子どもの育成を目指して新設するのが「遣未来使学」である。従順で素直という特色を持つ本地区の児童・生徒の良さを生かし、なおかつ社会で通用する技術を兼ね備えた人間教育の大きな柱であると考えます。

かつて遣唐船に乗って荒波を渡り、世界にはばたいた遣唐使たちの青雲の志を範として、ふるさと小値賀から日本、世界へと活躍の場を広げ有能な人材として信頼されうる人間の育成を目指すものである。そのために「遣未来使学」の要点を次の3点とし従来の「生活科」「特別活動」「総合的な学習の時間」を整理・再編成して体験学習を中心により効果的に実施するものである。

- ・ IT活用による情報教育
- ・ 低学年からの英語活動等のコミュニケーション能力の育成
- ・ 郷土学習から徐々に世界を広げる未来志向の学習

(指導内容)

目 標

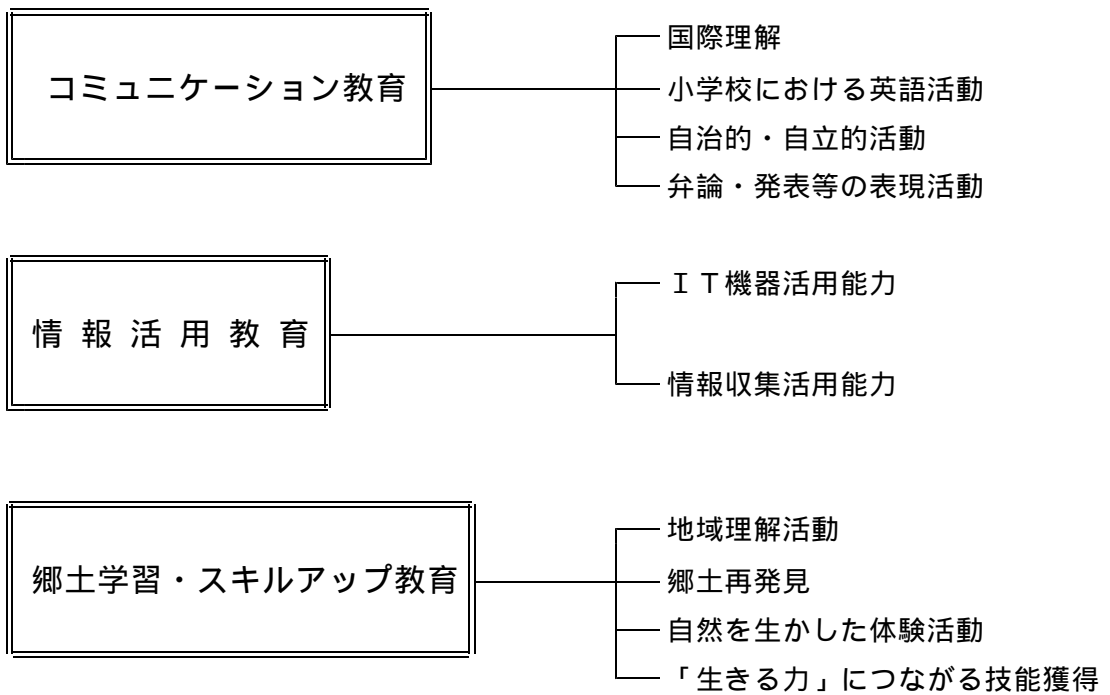
故郷・小値賀を愛し、国際社会でいきいきと活躍できる実践力と技能をもち世界へとはばたく子どもを育てる。

- ・ 前期目標～ 小値賀の自然とひとを愛せる子どもを育てる。
- ・ 中期目標～ 小値賀に学び、自己の役割を発見させる。
- ・ 後期目標～ 自己を確立し、社会の一員として行動できる力をつける。

具体的な実践

[方 法]

- ・ 実施学年 小1～高3の全学年
- ・ 全職員で行う。
- ・ 生活科(小学1・2年生)、特別活動(小中学校)、総合的な学習の時間を取り込む。



〔 評 価 〕

- ・文章表現による評価を行う

小値賀地区小中高一貫教育における授業時数

各教科等の標準授業時間（現行指導要領による）

区分	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	増減
国語	272	280	235	235	180	175	140	105	105	105
社会			70	85	90	100	105	105	85	85
算数・数学	114	155	150	150	150	150	105	105	105	105
理科			70	90	95	95	105	105	80	80
生活	102	105								
音楽	68	70	60	60	50	50	45	35	35	35
図工・美術	68	70	60	60	50	50	45	35	35	35
保健体育	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90
技術・家庭					60	55	70	70	35	35
英語							105	105	105	105
道徳	34	35	35	35	35	35	35	35	35	35
特別活動	34	35	35	35	35	35	35	35	35	35
総合的な学習			105	105	110	110	70	95	125	125
選択教科							30	60	110	110
総授業時数	782	840	910	945	945	945	980	980	980	0

は従来配当時数がないもの
は小中高一貫教育により新設教科等に移行するもの

平成20年度以降（19年度）の授業時数一覧

区分	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	増減	備考
国語	272	280	235	235	180	175	140	105	105	105	
社会			70	85	90	100	105	105	85	85	
算数・数学	114	155	150	150	150	150	105	105	105	105	
理科	0	-102	70	90	95	95	105	105	80	80	
生活	68	70	60	60	50	50	45	35	35	35	
音楽	68	70	60	60	50	50	45	35	35	35	
図工・美術	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	
保健体育					60	55	70	70	35	35	
技術・家庭							105	105	105	105	
英語	0	-34	0	-35	0	-35	0	-35	0	-35	
道徳	0	-34	0	-35	0	-35	0	-35	0	-35	
特別活動			0	-105	0	-110	0	-70	0	-125	
総合的な学習											
選択教科											
グローバル	100	90	85	85	90	80	100	110	100	100	小6時間割のコマ数1増加により
	34	35	35	35	35	35	35	35	35	35	現行の道徳の時間より
	44	40	0	0	0	0	0	0	0	0	生活科の時間より
	12	10	13	10	13	18	23	13	18	18	特別活動の時間より
	0	0	32	35	27	17	32	57	42	42	総合的な学習の時間より
道末史学	80	90	95	95	110	110	50	60	100	100	生活科の時間より
	58	65	0	0	0	0	0	0	0	0	特別活動の時間より
	22	25	22	25	22	17	12	22	17	17	特別活動の時間より
	0	0	73	70	83	93	38	38	83	83	総合的な学習の時間より
総授業時数	792	845	915	950	965	985	990	985	985	5	

増減は現行指導要領による標準時数から換算したもの、空欄は増減=0
ただし、中学校第1学年の選択教科については、1単位時間を45分とする。

(4) 「グローアップ科」と「遣未来使学」の関連性と新設のねらい

「グローアップ科」と「遣未来使学」とは、相互に関連し合い補い合い深め合う、新たな形態の教科である。これまで、様々な学習や活動が総合的な学習の時間の中に組み込まれ一つの取組の目的が曖昧であった実態から、それぞれの活動の目標を明確にし統合、整理し12年間の系統的な学習として、新たな教科に編成したものである。

したがって、「グローアップ科」と「遣未来使学」とは、それぞれが別々に各学年において同等の比重で実施するものではなく、小学校低学年から中学年にかけては「グローアップ科」の中で現行の道徳の学習指導要領の全内容・全時間を確保して、豊かな心を持ち、人間としての生き方の自覚を促し、道徳性を育成することにより、徐々に「遣未来使学」でのスキルアップが増加していく。また、一方で「遣未来使学」での郷土学習等により社会への目を開きつつ、中学1年生より「グローアップ科」の中で本格的に進路学習に入っていく、というようにその関連性において時数の配分も学年により差が出る。発達段階に即して、内面に訴える教育を行い、さらに技能・技術を身につけられるよう適切に二つの新設教科を関連づけたカリキュラムで実施していくものである。

現行の生活科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間については、相互に関連性を持たせることにより豊かな人間性の涵養と実践的な生活力を身につける学習としての「グローアップ科」「遣未来使学」に生まれ変わるということであり、その趣旨を踏まえながら児童・生徒、地域の実態に照らして効果的な学習に転換していくものである。「グローアップ科」において現行の道徳の学習指導要領の全内容・全時間を実施することによる道徳的体験学習、人との関わりを強める体験学習等、また「遣未来使学」ではスキルアップの体験学習を中心に、それぞれの新設教科の中で目的を明確にして系統的に実施する。現行の生活科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間の全時間を計画的・系統的に組み込んで効果的に実施することで、学習指導要領のねらいを十分に補完できると考える。

(5) 本計画と憲法、教育基本法、学校教育法の示す学校教育の目標との関係

本計画は、教育を受ける権利を保障する日本国憲法第26条にかんがみ、教育基本法第3条が示す教育の目的を期するものであり、学校教育法第17条(小学校)、第35条・第36条(中学校)、第41条・第42条(高等学校)の教育の目的・目標を踏まえ、より効果的に達成する創造的な教育実践として実施するものである。

小学6年生の選択教科導入は、「小学校における教育の目標をなお十分に達成して、国家及び社会の形成者として必要な資質を養う。」とする学校教育法第36条に照らし個々の能力に応じた学習をよりきめ細かに行うものであり、これにより小学校から中学校へのスムーズな移行を目指す。